

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

総括文書管理者
長官官房審議官
(公印省略)

文書管理システムを用いた起案により難い案件について（通達）

防衛装備庁行政文書管理細則（装官総第78号。27.10.1）第5第1項第2号エに規定する文書管理システム（以下「文書管理システム」という。）を用いた起案により難い案件として総括文書管理者が定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第5条に規定する証拠書類その他の決裁文書の原本が紙でなければならない文書を起案する場合
- (2) 中央調達システムその他のシステムにより出力された用紙を起案用紙として起案しなければならない場合
- (3) 次に掲げる案件その他の案件であって、文書管理システムによる閲覧制限の措置を講じてもなお適確な業務の遂行に支障があると文書管理者が認めるものについて起案する場合。ただし、公になっていないものに限る。
 - ア 人事評価、人事発令及び懲戒処分に関する案件
 - イ 秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成21年防衛省訓令第25号）第2条第5号に規定する適格性の確認に関する案件

- ウ 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第12条第1項
に規定する適性評価に関する案件
- エ 予定価格に関する案件

